## 公営住宅の入居者を募集します

※入居希望者多数の場合には抽選になります。

種類	市営住宅				
公募期間	12月17日(月)まで	随時受付			
住宅名	堂ノ口住宅D棟1号室	北生住宅1棟1号室	北生住宅2棟4号室	北生住宅3棟6号室	桑田住宅A棟1号室
所在地	甲田町高田原1677番地22	美土里町生田2959番地1			美土里町桑田812番地1
家賃月額	25,100円~49,400円	16,500円~32,500円			18,900円~37,200円
間取り	木造2階建 3LDK	木造2階建 3DK			木造平屋建 3DK
条件	所得制限(上限)あり 原則同居する親族がいる				

間住宅政策課 住宅係 担当:岩本 ☎・お太助フォン 47-1202 월 47-1206

## 市内公共交通の冬季運行情報

冬のバス運行安全性確保のため、12月25日(火)から2月28日(木)まで、市内運行路線バスの運行経路・時刻を一部変更します。

- ■上有留線(向原町)
- ・八東戸停留所から吉田停留所 〈赤峠経由〉を〈吉田口駅経由〉に変更 ※八東戸から吉田出張所間で5分程度遅延
- ■船佐線(高宮町)
- ・上田屋郷停留所から今田橋停留所 〈旧道経由〉を〈バイパス道経由〉に変更
- ■風の谷内山線(美土里町)
- ・風の谷内山 〈7時8分発〉の便を〈7時2分発〉に変更 〈17時11分発〉の便を〈休止〉 ※17時39分美土里中央発に変更
- ・吉田出張所 〈18時25分発〉の最終便を〈生田車庫止め〉に変更
- ・滝ヶ谷渓谷入口から下黒滝 〈滝ヶ谷渓谷入口から下黒滝〉を〈休止〉 ※滝ヶ谷渓谷入口で折り返して北市経由で運行

お太助ワゴン及び市内運行の路線バスは、12月29日 (土)から1月3日(木)まで運休します。

※市外を結ぶバスは各バス会社にお問い合わせくだ さい。

## ヘルプマークとヘルプカード

義足や人工関節を使用している方、内部障害の方など支援を必要としていることが外見からは分かりにくい方や、聴覚、言語障害、発達障害のある方は支援を必要とすることを伝えることが困難です。支援や配慮が必要なことを周囲の人に知らせることで、支援や配慮を得やすくなるための道具として「ヘルプマーク」と「ヘルプカード」があります。

「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」を所持された方を見かけた際には、できる範囲で、支援や配慮のご協力をお願いします。

「ヘルプマーク」と「ヘルプカード」は、社会福祉課障 害者福祉係、または各支所窓口係で無償配布していま す。



ヘルプカード



ヘルプマーク

# 制度に関する お知らせ

## 行政情報

## 児童虐待防止

~地域の子育てをみんなで見守っていきましょう~

児童虐待は深刻な社会問題となっており、児童相 談所への相談件数は年々増え続けています。

### ■児童虐待の種類

『**身体的虐待**』…殴る・蹴る・やけどをさせる・激しく 揺さぶる・戸外に締め出すなど

『ネグレクト』…食事を与えない・ひどく不潔なままに する・家や車内に閉じ込める・通学させない・病院に連 れて行かない・同居人による虐待を放置するなど

『心理的虐待』…暴言・無視・きょうだい間の差別的な扱い・子どもの面前で配偶者や他の家族に暴力を ふるうなど

**『性的虐待』**…わいせつな行為や性関係の強要・性器を触る、触らせる・ポルノビデオを見せる、被写体にするなど

#### ■虐待かなと思ったら

虐待されていると思われる子どもを見つけたら、ぜ ひご連絡ください。

## あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。

児童虐待かもと思ったらすぐにお電話をください。

189

#### ■出産や子育てに悩んだ時には

子育ては思いどおりにならないこともあり、不安や悩みは誰もが持っています。つらい気持ちをひとりで抱え込まずに、周囲の人や相談機関に話してみましょう。

#### 《相談窓口》

- ・子育て支援課 子育て支援センター
- ☎・お太助フォン 47-1283
- ·健康長寿課 健康推進係
- ☎・お太助フォン 42-5633
- ・広島県西部こども家庭センター
- **2**082-254-0381
- ・こども発達支援センター
- ☎・お太助フォン 47-4151



## 障害者の有料道路割引

障害のある方が有料道路の割引を受けるためには、事前の登録手続きが必要です。事前登録をご希望 の方は社会福祉課障害者福祉係または各支所窓口係に 申請してください。

#### 《割引対象》

以下の①または②いずれかの場合

- ①身体障害者手帳を所持する方が運転する場合。
- ②第1種の身体障害者手帳または第1種の療育手帳を 所持する方を乗せ、介助者が運転する場合。または 障害者本人が運転する場合。

#### 《対象車両》

自家用の「乗用自動車」「貨物自動車」「特殊用途自動車」「二輪自動車(総排気量が125ccを超えるもの)」 ※本人または親族など所有者に制限があります。 ※登録できる自動車は障害者の方1人につき1台です。

#### 《割引額》

通常料金の半額

※ETC時間帯割引・休日割引等と併用できません。

### 《申請時必要書類等》

- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・自動車検査証または軽自動車届出済証
- ・運転免許証 (障害者本人が運転する場合)
- ○ETCでの割引をされる場合は別途以下のものが必要です。
- ・ETCカード(原則、障害者本人名義のもの)
- ・ETC車載器の管理番号が確認できるもの(ETC セットアップ申込書・証明書など)

問社会福祉課 障害者福祉係 担当:新原☆・お太助フォン 42-5615 월 42-2130